

平成26年稲敷市農業委員会第2回総会

〔2月25日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査結果について
日程 5 農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可について
日程 6 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 7 現況証明願いに対する証明書の交付について
日程 8 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
日程 9 一括贈与による納税猶予継続届等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について
日程 10 平成26年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について
-

本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程 10 議案第6号
-

出席委員

1番	宮本昇君	17番	井戸賀吉男君
2番	関口邦子君	18番	山口幸一君
3番	蛭原一君	19番	宮本善助君
4番	村山文雄君	20番	保科進君
5番	篠崎惣寿君	21番	清原寿君
6番	松本文雄君	22番	加納昭君

7番	吉岡一仁君	23番	飯塚恒雄君
8番	川島昇君	24番	飯田稔君
9番	小貫和子君	25番	濱田昭一君
10番	千勝忠君	26番	沖野谷秀雄君
11番	山崎健一君	27番	永長秀敏君
12番	坂本富男君	28番	澤邊雅之君
14番	篠崎文夫君	29番	遠藤一行君
13番	秋本精一君	30番	糸賀泰夫君
15番	坂本一雄君	31番	山下恭一君
16番	古澤真和君	32番	高須一郎君

欠席委員

出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行
農業委員会事務局主査	高橋渉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 1月27日（月） 稲敷地域農業再生協議会臨時総会
 於 稲敷市役所 東庁舎
 出席者 加納 昭
- 2月 6日（木） 平成25年度地域の農地と担い手を守り活かす運動大会
 於 ひたちなか市 文化会館
 出席者 加納 昭会長、秋本精一会長代理
 濱田昭一委員、沖野谷秀雄委員
 篠原惣寿委員
- 2月 8日（土） 第16回あずま米産地作り協議会生産者大会
 於 成田市 ヒルトンホテル
 出席者 加納 昭会長、秋本精一会長代理

午後 3 時 5 分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成 26 年 2 月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第 3 条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は 32 名です。よって、農業委員会に関する法律第 21 条第 3 項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に会議録署名人の指名を行います。
お諮りいたします。

会議録署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、20 番、保科 進委員、21 番、清原 寿委員、兩名を指名いたします。

日程 2 報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。

報告第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 1 ページをお開き願います。

報告第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号 1 番、結佐字上結佐ほか 1 地区、田 8 筆、12,023 平方メートルでございますが、茨城県農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の権利移動を行うものです。

受理番号2番、町田字前田ほか2地区、田5筆、15,927平方メートルでございますが、同じく茨城県農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の権利移動を行うものです。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番から受理番号6番までを一括して報告いたします。

本届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作地として耕作しており農業委員会のあつせん等の希望はないものであります。内容の詳細につきましてはそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

日程 4 報告第3号 稲敷市農業委員会委員選挙人登載申請書審査結果について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「稲敷市農業委員会委員選挙人登載申請書審査結果について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それで6ページをお開きください。

報告第3号、「稲敷市農業委員会委員選挙人登載申請書審査結果について」でございます。

平成26年1月31日付、稲敷市選挙管理委員会委員長あて送付いたしました。名簿登載人数ですが、7ページから9ページに記載のとおりです。稲敷市全体では、戸数が3,688個、男性3,637人、女性2,176人、計5,813人でございます。対前年

比で申し上げますと戸数が219戸の減、男性が239人の減、女性191人の減となっています。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願
いいたします。

日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、
移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局長（井戸賀輝行君）10ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございま
す。売買による所有権移転4件、贈与による所有権移転1件、交換による所有権移転2件
の計7件でございます。

受理番号1番、結佐字下結佐、田1筆、999平方メートルについてでございますが、
渡人は隣接農地の耕作者へ売買するものであります。

受理番号2番、福田字福田、田1筆、3,038平方メートルについてでございますが、
渡人は離農するため農地を売買するものであります。

受理番号3番、福田字岩屋前ほか1地区、畑2筆、計1,245平方メートルについて
でございますが、渡人は相対での耕作者へ贈与するものであります。

受理番号4番、西代字東田、田2筆、計6,000平方メートルについてでございます
が、渡人は隣接農地の耕作者へ売買するものであります。

受理番号5番、堀川字丑新田、田1筆、3,057平方メートルについてでございます
が、渡人と受人は耕作の利便性を向上させるため農地を交換するものであります。

11ページをお開き願います。

受理番号6番、太田字下中郷、田2筆、計2,406平方メートルについてございま
すが、渡人と受人は耕作の利便性を向上させるため農地を交換するものであります。

受理番号7番、神宮寺字神宮寺ほか2地区、田2筆、畑1筆、計3筆、計2,319平
方メートルについてでございますが、渡人は離農するため農地を売買するものであります。

以上7件の調査の結果については、全て報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号
に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、
添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で、議案第1号、受理番号1番から受理番号7番までの説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願
いいたします。受理番号1番について、坂本一雄員より報告をお願いします。

○15番（坂本一雄君）15番坂本です。受理番号1番についてご報告いたします。さる2月20日に松本委員と受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、農業用トラック1台、農作業従事日数は150日であります。経営面積は128アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号2番から3番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○23番（飯塚恒雄君）23番飯塚です。受理番号2番について報告いたします。2月20日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、肉牛等を経営している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積は約485アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得の要件を満たしており。報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

つづいて、受理番号3番について報告いたします。2月20日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機3台を所有しております。農作業従事日数は200日であります。経営面積は約462アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得の要件を満たしており。報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号4番について、保科委員より報告をお願いいたします。

○20番（保科 進君）20番保科です。受理番号4番について報告いたします。2月21日に関口委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機各1台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積は217アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得の要件を満たしており報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号5番から6番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○8番（川島 昇君）8番川島です。受理番号5番について報告いたします。さる2月20日、古澤委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター1台、田植機1台、刈り取り乾燥調整は作業委託をしております。農作業従事日数は200日であります。経営面積は460アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

つづきまして、受理番号6番について報告いたします。さる2月20日、古澤委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター1台、田植機1台、刈り取り乾燥調整は作業委託であります。農作業従事日数は200日であります。経営面積は194アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号7番について、糸賀泰夫委員より報告をお願いいたします。

○30番（糸賀泰夫君）30番糸賀です。受理番号7番について報告いたします。2月22日、秋本委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を個人で所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積は250アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了します。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。
井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）12ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、市崎字横須賀、畑1筆、783平方メートルについてでございますが、

受人は太陽光発電施設事業用地として利用するものであります。太陽光発電施設は平成25年11月13日に発電出力30.4キロワットで経済産業省の設備認定を受け、245ワット出力の太陽光モジュール120枚をスクリー杭で設置し、パワーコンディショナーを5台設置することで、最大27.5キロワットを出力します。事業地はネットフェンスで囲い、上下水道はなし、雨水は自然浸透となっております。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区除外済みであります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、下太田字中曽根、畑1筆、173平方メートルについてでございますが、受人は自己用住宅を建築するものであります。自己住宅は木造二階建て、延床面積139.54平方メートル、上水は井戸、下水は合併浄化槽、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、江戸崎字古屋敷、畑1筆、230平方メートルについてでございますが、受人は自己用住宅を建築するものであります。申請地は渡人が建売住宅を目的として許可を受け取得した農地であります。今回は転用目的を変更し、自己住宅用地として売買するものであります。自己住宅は木造二階建て、延床面積109.25平方メートル、上水は公共水道、下水は合併浄化槽、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番、羽賀字粟谷津、田3筆、計5平方メートルについてでございますが、受人は太陽光発電施設からの送電線用電柱用地として利用するものであります。電柱は一本につき1平方メートルを敷地とし、計5本を設置するものであります。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第2号、受理番号1番から4番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）受理番号1番について飯塚委員より報告をお願いいたします。

○23番（飯塚恒雄君）23番飯塚です。受理番号1番について、さる20日、沖野谷委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号2番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○8番（川島 昇君）8番川島です。受理番号2番について、さる22日、古澤委員と事務

局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく自己用住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号3番について、清原委員より報告をお願いいたします。

○21番（清原 寿君）21番清原です。受理番号3番について、さる21日、松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく自己用住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号4番について、山崎委員より報告をお願いいたします。

○11番（山崎健一君）11番山崎です。受理番号4番について、さる21日、村山委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく太陽光発電施設の送電用電柱地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）ここで、暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

○議長（加納 昭君）会議を再開いたします。

日程 7 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局係長（高橋 渉君） 13ページをお開き願います。

議案第3号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」転用事実証明書の交付1件、非農地証明書の交付6件でございます。

受理番号1番、本新、畑1筆、1983平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。申請地は、昭和63年6月17日、南総農政指令104号、農家用住宅で451平方メートル、平成元年5月16日、南総農政指令第71号、材木用倉庫用地で、1,127平方メートル、平成4年3月16日南総農政指令第44号材木倉庫・作業場・原木置場で405平方メートル、転用許可の面積合計が1,983平方メートルとなっており、一筆全体が転用許可地となっております。

受理番号2番、釜井字山添、畑1筆、211平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より自己住宅の敷地として利用されております。撮影年月日平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番、釜井字後田、畑1筆、79平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より自己住宅の敷地として利用されております。撮影年月日平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号4番釜井字山添、畑1筆、99平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より自己住宅の敷地として利用されております。撮影年月日平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号5番、上須田字新川、畑1筆、49平方メートルについて登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より農家住宅の敷地として利用されております。

撮影年月日平成4年10月28日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号6番、佐倉字松葉様、畑1筆、1,923平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前から駐車場として利用されております。撮影年月日平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号7番、石納字東通、雑種地、3筆、9,633平方メートルについて農地法第2条の農地ではないとする非農地証明願いです。申請地は、平成22年3月25日に競売により買受人となった者へ、農地法第3条の許可がある土地であります。今回の申請は、平成26年1月14日、売買により所有権移転された所有者からの申請であります。以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）受理番号1番について、関口委員より報告をお願いします。

○2番（関口邦子君）2番関口です。受理番号1番について、さる20日、保科委員と坂本委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、転用目的のとおり居宅、倉庫、資材置場として利用されていることを確認いたしました。ご審議をよろしく願いたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号2番から4番について、永長委員より報告をお願いします。

○27番（永長秀敏君）27番永長です。受理番号2番、3番、4番について、さる21日、飯塚委員と蛭原委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、20年以上前から住宅敷地として利用されており国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号5番について、坂本一雄委員より報告をお願いします。

○15番（坂本一雄君）15番坂本です。受理番号5番について、さる21日、関口委員と保科委員、事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、20年以上前から住宅敷地として利用されており国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号6番について、宮本善助委員より報告をお願いします。

○19番（宮本善助君）19番坂本です。受理番号6番について、さる21日、澤邊委員と松本委員、事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、30年以上前から駐車場敷地として利用されており国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）受理番号7番について、私、加納が報告します。受理番号7番について、さる21日、保科委員と坂本委員、事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。申請地は、平成22年に耕作目的で農地法第3条の許可を受けた土地であります。調査の結果は農地に復元することが容易な耕作放棄地となっており農地法第2条の農地に該当するものと判断します。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

○議長（加納 昭君）はい。

○8番（川島 昇君）8番川島です。受理番号7番についてですが、たとえ登記地目が雑種地であっても現況が耕作できる状態であれば農地と判断せざるをおえないと思います。

○議長（加納 昭君）はい、今「農地に該当するものと判断します。」ということですよ。

○8番（川島 昇君） 8番川島です。農地と言いましたか。

○議長（加納 昭君） はい、よろしいですか。

○議長（加納 昭君） その他質疑ありますか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第3号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、調査報告が一部異なりますので採決は、2回に分けて行っていきます。

まず、受理番号1番から6番を採決いたします。

議案第3号、受理番号1番から6番は、申請書のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

○議長（加納 昭君） 再開いたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号7番を採決いたします。

議案第3号、受理番号7番は、申請書のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成少数であります。

よって本案は、証明書を交付しないことに決定いたしました。

日程 8 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君） よろしく申し上げます。

13ページをお開きください。

議案第4号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、15件、112筆、244,096平方メートル、再設定が6件、24筆、73,265平方メートル、合計21件、136筆、317,361平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定分について、ご説明いたします。

受理番号1番、佐原組新田字釜井ほか2地区、田8筆、20,117平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2.5俵と1.2俵、設定を受ける者は、経営面積3,876アールの水稻を作付けする農業生産法人です。

受理番号2番、上之島字上ノ島ほか1地区、田9筆、23,195平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積584アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の認定農業者です。

15ページをお願いします。

受理番号3番、三次字三次ほか4地区、田12筆、田、42,380平方メートル、畑5筆、3,009平方メートル、計、17筆、45,389平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積755アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の認定農業者です。

受理番号4番、手賀組新田字運動津、田1筆、2,550平方メートル、

受理番号5番、手賀組新田字秋塚ほか3地区、田22筆、33,073平方メートル、いずれの2件は、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2.5俵、設定を受ける者は、経営面積766アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の認定農業者です。

17ページをお願いします。

受理番号6番、八千石字八千石ほか2地区、田11筆、28,836平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積307アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、180日の認定農業者です。

受理番号7番、上之島字上ノ島、田1筆、1,907平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積501アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号8番、上須田字上須田、田8筆、6,089平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,036アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の認定農業者です。

受理番号9番、八千石字八千石、田1筆、3,047平方メートル、

受理番号10番、八千石字八千石ほか1地区、田11筆、11,990平方メートル、

受理番号21番、八千石字八千石ほか1地区、田11筆、35,009平方メートル、いずれの3件は、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積923アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号11番、稲波字西区、田1筆、4, 138平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は無償、

受理番号12番、江戸崎字外浦ほか1地区、田6筆、8, 576平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、1表と1.5表、いずれの2件の設定を受ける者は、経営面積278アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号13番、脇川字本田ほか2地区、田4筆、5, 417平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2.5俵、設定を受ける者は、経営面積875アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

19ページをお願いします。

受理番号14番、本新、田1筆、14, 766平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2.5俵、設定を受ける者は、経営面積1,250アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、170日の認定農業者です。

受理番号15番から20番については、再設定ですので議案のとおりです。

以上、農業経営 基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議を お願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定につて（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたします。

日程 9 議案第5号 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第5号、「一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 21ページをお開き願います。

議案第5号「一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」交付について」でございます。農地等の贈与税猶予制度について、租税特別措置法第70条の4相続税の納税猶予制度について租税特別措置法第70条の6でございます。この制度は、納税猶予を受けている農地等の譲渡、貸与又は耕作されていないなどの場合は猶予されている納税額を納付することになります。これにつきましては3年ごとに継続届出を税務署に提出するものがございますが、その添付書類で農業委員会から発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」が必要となります。平成25年12月31日、現在の贈与税の納税猶予制度の適用者は31名で今回継続届を提出する適用者は9名でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号1番から3番について、関口委員より報告をお願いいたします。

○2番（関口邦子君） 2番関口です。受理番号1番から3番について、さる、2月21日に調査をし、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては問題ありませんので報告いたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号4番について、保科委員より報告をお願いいたします。

○20番（保科 進君） 20番保科です。受理番号4番について、さる、2月19日に調査をし、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認しました。証明書の交付につきましては問題ありませんのでご報告いたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号5番について、坂本一雄委員より報告をお願いいたします。

○15番（坂本一雄君） 15番坂本です。受理番号5番について、さる、2月20日に調査をし、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認しました。証明書の交付につきましては問題ありませんのでご報告いたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号6番について、宮本善助委員より報告をお願いいたします。

○19番（宮本善助君） 19番宮本です。受理番号6番について、さる、2月22日に調査をして、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては問題ありませんのでご報告いたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号7番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○31番（山下恭一君） 31番山下です。受理番号7番について、さる、2月24日に調査をして、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては問題ありませんのでご報告いたします。以上です。

○議長（加納 昭君） 受理番号8番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○5番（篠崎惣寿君） 5番篠崎です。受理番号8番について、さる、2月21日に調査をして、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認しました。証明書の交付につきましては問題ありませんのでご報告いたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号9番について、千勝委員より報告をお願いいたします。

○10番（千勝 忠君） 10番千勝です。受理番号9番について、さる、2月20日に調査をして、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては問題ありませんのでご報告いたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号、「一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程10 議案第6号 平成26年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第6号、「平成26年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）

議案第6号、「平成26年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について」でございます。

さる、2月12日、東庁舎第3会議室におきまして、関係機関出席のもと、平成26年度稲敷市標準農作業利用料金の検討会を開催いたしました。この検討会の結果を受けまして、本日提案をするものでございます。

料金改定の部分についてご説明をいたします。

まず、作物区分、水稻でございますが、「一番耕起」の料金を3,500円から4,000円に、「二番耕起」を2,000円から2,500円に、「プラウ耕」及び「ディスク耕」を3,500円から4,000円に改定するものです。なお、これらに伴い全利用料金を63,000円から63,500円に改定します。それと従来作業名の中に「耒摺」のみの料金が出ておりましたが「耒摺」のみの料金は削除いたします。

次に作物区分、麦でございますが、「耕起」、「プラウ耕」、「ディスク耕」をそれぞれ、3,500円から4,000円に改定するものです。

改定の理由ですが、耕起の部分については、平成22年以前から据え置きになっていること及び近年の燃料費高騰を踏まえての改定でございます。

次に作物区分、その他の「草刈」の料金でございますが1時間1,000円から1,500円に改定をするものでございます。よろしくご承認をお願いいたします。なお、この標準農作業利用料金につきましては、「農業委員会だより」と農業委員会のホームページによりお知らせをいたします。また、各庁舎にチラシ等をおきまして周知をしてみたいと思います。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第6号、「平成26年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成26年2月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

午後4時30分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長 加 納 昭 ㊟

20番委員 保 科 進 ㊟

21番委員 清 原 寿 ㊟
